



MITO MAIL NEWS

申
9
号

用地外からの倒木・飛来物・動物などの対応は“除染等業務”ではないのか!?

常磐線全線運転再開時の形式的な教育・訓練によって発生した不安・不満を解消し、本来の目的達成に向けた教育・訓練の充実を求める申し入れ ~第3回交渉~ 8月21日

1 項 継続議論②

1. 常磐線全線運転再開に向けて実施した教育・訓練内容について系統毎に明らかにすること。また、現状を把握し不安解消に向けた教育・訓練を直ちに実施すること。

交渉ポイント!

工務関係組合員から「富岡～浪江間における異常時に関する教育・訓練が不十分であり、対応に不安がある」との声からどのような教育・訓練を行ってきたかを明らかにしてきました。(「MITO MAIL NEWS No.003,007」参照)

特にサーバイメーターを使用した撤去品の放射線量測定や、帰還困難区域立ち入り後のスクリーニングなどにおいて、会社と組合ではそもそもの業務のすみ分けや廃棄物に対する認識が合わないため、議論が平行線となっています。

組合主張

- 除染特別区域内における倒木・飛来物・動物等の撤去は除染等業務になる。
- 除染等業務においては装具品、持ち出し品のスクリーニングは必須である。
- 汚染廃棄物対策地域における廃棄物は 8,000 ベクレル/Kg 以上か以下かにかかわらず特定廃棄物である。
→国が収集・保管・運搬・処分を行うべきであり、その教育はされていない。
- 教育として、指定廃棄物かどうかの確認を行い、指定廃棄物であれば仮置き場に置くということだけであり、運搬方法や残置方法などの詳細は教育されていない。
- 異常時における倒木・飛来物・動物等はサーバイメーターによる放射性物質の数値確認は必須であり、現状その教育は不十分である!

倒木等の撤去が除染等業務にあたる根拠! (除染等業務従事者特別教育テキストより)

除染等作業→「除染特別区域等内における除染等業務に係わる作業」

除染等業務→「土壌の除染等の業務、・・・」

土壌の除染等の業務→「除染特別区域内における汚染土壌等の撤去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずる業務」

汚染土壌等→「事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等」

会社主張

- 国の指導により、指定廃棄物かどうかの確認のみ行う。対策地域内廃棄物という認識はない。
→指定廃棄物であれば仮置き場所へ残置、そうでなければ一般廃棄物として処理
- 用地外 (復興再生拠点区域以外) での倒木等の処理などは除染等業務になると認識。
- 用地内 (復興再生拠点区域内) での飛来物や動物等の撤去は特定線量下業務だと認識し、装具や持ち出し品のスクリーニングは必須ではない。(除染電離則 14条・15条にはあたらない)
- 除染特別区域等については確認しないとわからない。
- 用地内は復興再生拠点区域であり、帰還困難区域が解除されているために、除染特別区域等ではないと考えるが、確認する。

対策地域内廃棄物…汚染廃棄物対策地域における廃棄物
指定廃棄物…事故由来の放射線濃度が 8,000 ベクレル/Kg 以上ある廃棄物
特定廃棄物…「対策地域内廃棄物」及び「指定廃棄物」
除染電離則 14条…退出者の汚染検査 (装具) について
除染電離則 15条…持ち出し物品について

またしても議論中断!

~今後のPOINT~

- 用地内における倒木・飛来物・動物等の処理に対する業務のすみ分けについて
- 特定廃棄物の考え方について

専門家・有識者に意見を聞き、さらに粘り強く議論を創りあげます!



“安全第一・健康第一”で“安心・ゆとり・働き甲斐”のある
風通しの良い健全な職場を全組合員で創造しよう!

